

2018
1/1
新 春
特別号

皆様と共に考え行動し… 市民に開かれた京都市政を！

京都市会議員

田中あきひで ニュースレター

発行者
田中 あきひで
発行責任者
稻生 茂一

年頭のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

皆様方にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

突然の衆議院の解散・総選挙でした。引き続き我々自民党を中心とした政権を選択していただきました。北朝鮮の脅威に備え、地方にも好景況が実感していただけるよう、また、少子長寿化を見据えた対策は待ったなしの課題です。国・府・市がしっかりと連携して取り組んでまいります。

京都におきましては、山田知事が5選不出馬を表明されました。引き続き門川市長と協調し、文化庁の京都移転、北陸新幹線の早期整備、観光立国日本京都拠点の更なる充実等、府・市一体となって取り組んでいただける府知事を選出しなければなりません。

京都市におきましては、宿泊税の導入を決定いたしました。今後45億円と見込まれるこの税収をどのように活用していくのか、京都市民にしっかりと「見える」ように議論してまいります。また、28年度決算では、法人市民税が当初予算より21億73百万円減、地方交付税等も81億53百万円減となり、一般財源収入は当初予算比147億円減と大幅に下振れました。不足する財源を基金の取り崩しで確保ましたが、非常に厳しい財政状況になっています。

一方、公営企業バス事業では、1日当たりのお客様数は前年度比9千6百人増の36万3千人となり、3年連続で1万人規模の大幅な増客で、当年度純損益は26億87百万円の黒字になりました。地



下鉄事業は、30年度の5万人増客目標（1日当たり37万5千人）を2年前倒しで達成し、当年度純損益は16億8百万円の黒字となっています。

本年平成30年は、明治改元から満150年の大きな節目の年になります。かつて京都の先人の方々は、たゆまぬ先見的努力の継続によって、全国初の小学校を創設し、琵琶湖疎水や全国初の水力発電所の建設、現代の都市交通の礎となる市電の開業のほか、多くの先進的な取組に挑戦されてきました。今を生きる私たちも、「ひとつづくり」「社会づくり」「未来づくり」を強力に推進し、新たな時代に輝く京都を創っていくよう取り組んでまいります。倍旧のご指導とご支援をお願いし、新春のごあいさつといたします。本年もよろしくお願い申し上げます。

活動報告

宿泊税条例を制定しました!!

京都市の平成28年の入洛観光客数は、3年連続で5,500万人を超え5,522万人となり、宿泊客数と観光消費額は過去最高の1,415万人と1兆862億円を記録しました。観光客で活況を呈する一方で、交通混雑や違法民泊等により、市民生活に大きな影響が生じてきています。

これらの課題を解消し、住む人にも訪れる人にも満足度の高いまちづくりを実現するためには、新たな財源を確保する必要があることから、観光客をはじめとする全ての宿泊者から宿泊税を徴収する条例が平成29年9月市会に提案され、審議のうえ可決しました。

また、すべての宿泊施設における宿泊客を対象とする全国初の取組であることから、付帯決議を付すことといたしました。

今後この宿泊税の用途について、市民の皆様方にしっかりと「見える化」し、導入して良かったと感じていただけるよう議論してまいります。



市バスの混雑風景



五条通の混雑風景

京都市宿泊税条例の概要

目的	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
納税義務者	すべての宿泊者
課税免除	学校(大学を除く)が主催する修学旅行その他学校行事
税率	宿泊者1人1泊につき、次の宿泊料金の区分に応じた額 ○20,000円未満の場合 200円 ○20,000円以上50,000円未満の場合 500円 ○50,000円以上 1,000円
施行期日	市規制で定める日(平成30年10月頃を予定)



渡月橋の混雑風景



【宿泊税条例に対する付帯決議】

- 1、税の公平性、公正性を担保するため、急増する違法民泊への宿泊を確実に捕捉すること。
- 2、宿泊税収入については、住んでよし、訪れてよしのまちづくりに資する事業に活用し、市民はもとより、納税者である宿泊者、さらには特別徴収義務者となる宿泊施設の運営事業者に、宿泊税の効果を実感いただけるよう取り組むこと。
- 3、条例施行後の状況を早急に把握し、必要がある場合は適切に対応するため、条例の施行の1年6箇月後に、条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があるときは、早急にその結果に基づいて所要の措置を講じること。

■ 委員会報告

本年度は、市会改革推進委員会の委員長を拝命いたしております。

京都市会では、議会機能の充実や開かれた市会の推進などの観点から、いろいろな改革を実施してまいりました。その大きな改革の一つとして、京都市会基本条例を制定いたしました。4月から条例の検証・評価を取りまとめてまいりました。

京都市会における原段階の到達点は、市会改革に関する基本的な事項を協議・調整したり、試行的な取組を行なう段階から、議員・会派・常任委員会等がそれぞれに、また会派間で協議しながら、具体的な実践に向け努力していくべきステージにあるものと考えています。改革の取組を減速することなく、着実な成果を挙げられるよう先頭に立って進めてまいります。

■ 他都市調査

〈日本経済再生に向けての最大のチャレンジは、働き方改革〉



同一労働・同一賃金など、非正規雇用の処遇改善や賃金引き上げと労働生産性向上、また女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備等いろいろな観点で働き方改革実現会議で議論されています。その中の一つ、柔軟な働き方がしやすい環境整備ということで、東京都が東京テレワーク推進センターを平成29年7月24日に開設しました。

テレワークとは、情報通信技術を活用した場所

や時間にとらわれない柔軟な働き方をいいます。自宅利用型テレワーク、モバイルワーク、施設利用型テレワークの3つに分けられます。環境負荷軽減や雇用創出などの効果があるとされています。



〈東京都品川区の小中一貫教育を行なう日野学園〉

平成27年6月に学校教育法等が改正され、一人の校長及び一つの職員組織の下で小・中学校の義務教育9年間の教育活動を実施する「義務教育学校」の設置が自治体の判断で可能になりました。京都市においても29年11月議会において京都市義務教育学校条例が制定されました。

品川区では平成18年度から全国に先駆け小中一貫教育を開始し、平成28年4月1日から「義務教育学校」を新たに設置されました。6・3制の義務教育制度が施行された当時に比べ子どもたちの身体的あるいは知的発達の状況や取り巻く社会状況の変化の中で、品川区の小中一貫教育では、9年間の教育課程に一貫性をもたせながらも、最近の子どもの現状に応じて1~4年生と5~9年生の2つのまとめで編成されています。

